

常勤役員の報酬に関する規程

(平成 6 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 14 年	5 月 14 日
	平成 16 年	5 月 27 日
	平成 18 年	2 月 14 日
	平成 19 年	3 月 30 日
	平成 21 年	3 月 23 日
	平成 21 年	6 月 1 日
	平成 22 年	3 月 18 日
	平成 24 年	4 月 1 日
	平成 26 年	3 月 12 日
	平成 29 年	1 月 31 日
	令和 4 年	5 月 12 日
	令和 6 年	10 月 2 日

(目的)

第 1 条 この規程は、沖縄県信用保証協会常勤役員（以下「常勤役員」という。）の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 常勤役員の報酬は、給料、期末手当、通勤手当及び退職功労金とする。

2 常勤役員に支給する給料月額、次のとおりとする。

- (1) 会 長 646,300 円
- (2) 専務理事 627,500 円
- (3) 常務理事 618,100 円
- (4) 常勤監事 599,700 円

3 常勤役員の期末手当及び通勤手当の額は、会長が別に定める。

4 常勤役員の退職功労金の額は、退職又は死亡の日におけるその者が受けていた給料月額を会長、専務理事、常務理事、常勤監事について、100分の15に、在職期間の月数を乗じて得た額とする。但し、常勤役員の退職功労金は、在職一期分の期間を限度とし、且つ60歳年度末を超える期間は、これを支給しない。

5 沖縄県退職者の常勤役員については、退職功労金を支給しない。

(端数期間の取扱)

第 3 条 役員の就任から退職までの期間について1月未満の期間がある場合は、これを1月とする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、常勤役員の報酬の支給方法については、職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に在職する常勤役員については、第2条第6項の規定にかかわらず施行日の前日までの期間については、なお従前の例による。
- 3 常勤役員のうち、県の身分を有するものについては、第2条第5項の規定による期末手当に係る在職期間については県の在職期間を通算するものとし、同条第6項の退職手当については、これを支給しないものとする。
- 4 常勤役員の報酬について(昭和53年5月22日)は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成14年5月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年2月14日から施行する。
- 2 施行日に在職する常勤役員については、第2条第4項ただし書き規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年3月30日から施行する。
- 2 施行日に在職する常勤役員については、第2条第4項ただし書きの規定にかかわらず、平成17年度末を限度としてなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年6月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 12 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 12 日）

- 1 この規程は、令和 4 年 5 月 12 日より施行する。
- 2 施行日に在職する常勤役員に係る退職功労金の算定については、第 2 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。